

## 主体の範囲、名称等について

## 1 市民

## (1) この主体の論点

論点 I 市民の範囲は、どこまでか。

- ・「子供」、「企業」は含めるのか。
- ・住所を有する者、通勤、通学する者？

例 仮主体「市民」の範囲

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ① 市内に住所を有する者 | ⑤ 市内に事務所を有する法人その他の団体 |
| ② 市内に居住する者   | ⑥ 市内で活動する法人その他の団体    |
| ③ 市内で就業する者   | ⑦ 市内で活動するもの          |
| ④ 市内で就学する者   | ⑧ 納税者                |

注 住民投票について定める場合、条例における「市民」と住民投票における「市民（参加できる人）」の検討が必要

論点 II 名称は「市民」で良いか。

- ・市民（個人）+企業=「市民等」？

## 2 子供

## (1) 内容（法律の定義）

| No. | 法律名       | 呼称等    | 年齢区分                         |
|-----|-----------|--------|------------------------------|
| 1   | 刑法        | 刑事责任年齢 | 満14歳                         |
| 2   | 労働基準法     | 児童     | 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者 |
|     |           | 年少者    | 18歳未満の者                      |
| 3   | 児童福祉法     | 児童     | 18歳未満の者                      |
|     |           | 乳児     | 1歳未満の者                       |
|     |           | 幼児     | 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者         |
|     |           | 少年     | 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者        |
| 4   | 民法        | 婚姻適齢   | 男：満18歳、女：満16歳（未成年者=父母の同意要）   |
|     |           | 未成年者   | 20歳未満の者                      |
| 5   | 母子及び寡婦福祉法 | 児童     | 20歳未満の者                      |
| 6   | 少年法       | 少年     | 20歳未満の者                      |
| 7   | 未成年者喫煙禁止法 | 未成年者   | 20歳未満の者                      |

## (2) この主体の論点（「市民」に含めない場合）

論点 I 子供の範囲はどこまでか。

- ・住所、通学、年齢？等

論点 II 名称は「子供」で良いか。

- ・児童、未成年者？等

## 3 企業

## (1) この主体の論点（「市民」に含めない場合）

論点 I 企業の範囲はどこまでか。

- ・主な事務所の所在地、活動地域？等

論点 II 名称は「企業」で良いか。

- ・事業者？等

## 4 コミュニティ

### (1) この主体の論点

論点 I コミュニティの範囲はどこまでか。

- ・第8回会議時配布資料「各種団体一覧表（例示）」に記載のような団体で、市内で活動する団体？ ⇒ あえて設定しない？

論点 II コミュニティの区分けはするのか。

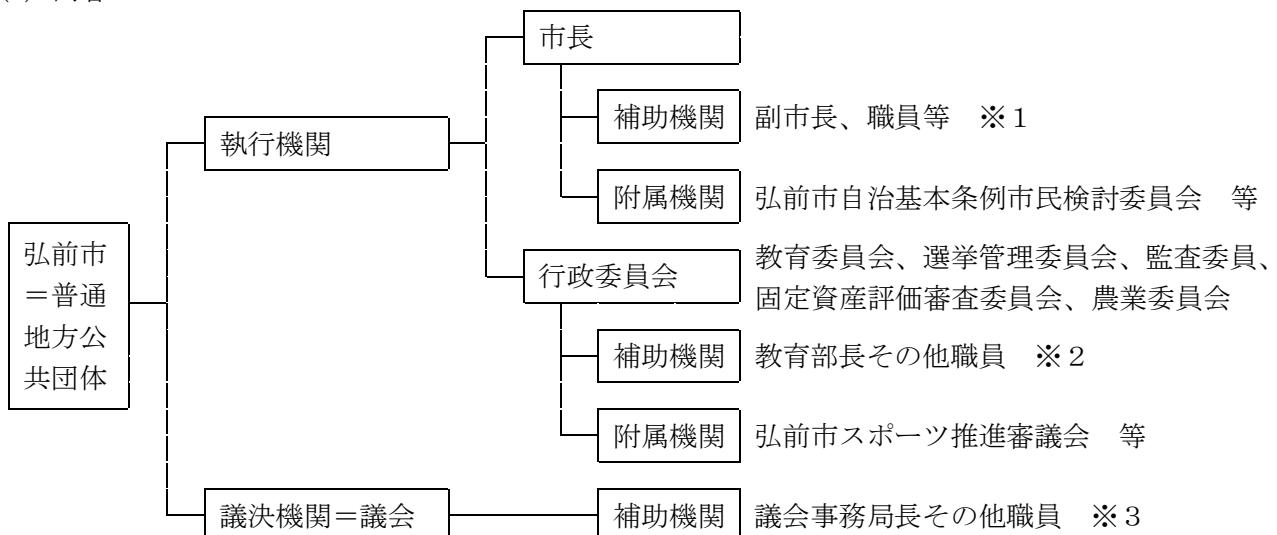
- ・地域コミュニティ（地縁を基盤とした組織・活動＝町会等） +  
テーマコミュニティ（テーマで結び付いた組織・活動＝市民活動団体、N P O等）？  
その他の区分け例 例1 町会+公益的団体  
例2 地域活動団体+非営利活動団体

論点 III 名称は「コミュニティ」で良いか。

- ・市民活動団体等？

## 5 執行機関

### (1) 内容



### ○執行機関の組織

※1 企画部政策推進課、総務部人事課、市民環境部市民との協働推進課 等

※2 教育委員会教育総務課、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局 等

### ○参考

- ・(地方自治法上) 執行機関＝市長+行政委員会
- ・(一般的に) 行政＝執行機関+職員

### (2) この主体の論点

論点 I 執行機関の区分けはするのか。

- ・市長、職員、執行機関？

論点 II 名称は「執行機関」で良いか。

- ・市？行政？市長等？

## 6 議会

### (1) この主体の論点

論点 I 議会の区分けはするのか。

- ・議会、議員？等